

# 今こそ自由と権利を！

2019年12月19日

弁護士 河合良房

## 1. 自由と権利

### (1) 人権の観念

- ① 人間としての個人が有する「人間の権利」(human rights)【自然権的人権】
- ② 社会的・政治的な「市民の権利」(civil rights)【実定法的人権】

### (2) 日本国憲法

- ① 包括的基本権 §11、§13、§14、§24／前文第二段落、§9／§12、§97

※個人の尊重——「人はみな同じ（人として尊重）」「人はみな違う（個として尊重）」

- ② 自由権 §19、§20、§21、§23／§22、§29／§18、§31～§39 《国家からの自由》

- ③ 社会権 §25、§26、§27、§28 《国家による自由》

- ④ 参政権 前文、§1、§15、§43、§44、§47、§79、§93、§96 《国家への自由》

※立憲主義——〔権力制限規範、人権保障規範〕

※私人間の問題——憲法の本質（人権の対国家性）、私的自治の原則などから、適用されない。

- ・ 間接適用——公序良俗違反（民法90条）、信義則・権利濫用（民法1条）などの解釈・適用

## 2. 人権と他の権利・利益との衝突（調整）／人権保障と人権の制限

### (1) 大日本帝国憲法「臣民の権利」——「法律の範囲内において・・・」

※フランス人権宣言4条＝「自由は、他人を害しない全てをなしうることに存する」

### (2) 日本国憲法「公共の福祉」（人権と他の利益との調整原理）－§12、13、22、29

※「内在的制約」「外在的制約・政策的制約」／限定されたパターンリスティックな制約

※「絶対的人権」——その行使に何らの制約もない〔思想良心の自由〕——「共謀罪」の危険

※「内在的制約説」——すべての人権に論理必然的に内在する実質的公平の原理

※「比較衡量論」——制限することにより得られる利益と制限しない場合に維持される利益との比較

※「二重の基準論」——経済的自由の制約と精神的自由の制約とで合憲性判断の方法・基準を区別

※「表現の自由の制約」——明白かつ現在の危険／より制限的でない他の選ぶ手段

※「目的手段審査論」——立法目的は可とするも、当該規制手段が法目的を達成するための必要最小限度内にとどめられているか否か〔規制目的の正当性・必要性&規制手段の合理性・相当性〕

### 3. 司法の状況

#### (1) 「がっかり」?

##### \* 「1票の格差」違憲訴訟

- ・2019年7月参院選（最大3・00倍）—「違憲状態」2件（札幌、高松）、「合憲」12件の判決

##### \* 原発反対訴訟

- ・すべて敗訴—地裁段階で、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」（名古屋高裁金沢支部判決）、北陸電力志賀原発2号機（金沢地裁判決）、関西電力大飯原発3、4号機訴訟（福井地裁判決）のみ

#### (2) 司法に対する国民の信頼

① 構成要素 司法制度に対する信頼／運用者に対する信頼／これまでの活動状況に対する信頼

② 日本での信頼度 低い（運用者に対する信頼度が多少あるのか）

③ 裁判官人事制度 資質の担保／民主的正統性の担保／多様性の担保

- ・国民的基盤—民主制、開放性

##### \*最高裁判所裁判官15名の選任過程—内閣の任命（閣議決定）

- ・人事慣行—裁判官枠6名、弁護士枠4名（日弁連から複数名の推薦）、検察官枠2名（法務省から推薦）、行政官枠2名（内閣官房）、学者枠1名
- ・安倍政権下—内閣官房長官の記者発表／日弁連リスト外から推薦／官邸主導
- ・国民審査—任命後初及び10年ごとの総選挙時（投票者の多数が罷免）

##### ★アメリカの連邦最高裁判官9名の選任過程—大統領指名、上院承認

- ・上院司法委員会—候補者の調査、公聴会・質疑（3日間）・・

##### \*下級裁判所裁判官指名諮問委員会—新任、再任、弁護士任官について外部からの声

##### \*裁判官の市民的自由—岡口裁判官への最高裁戒告処分（分限裁判）、裁判官訴追委員会

- ・ツイート—①女子高生が殺害された事件、②犬の飼い主をめぐる訴訟／ブリーフ画像

①について、東京高裁長官 厳重注意、②について、最高裁 戒告処分（分限裁判）

①、②について、国会・裁判官訴追委員会へ訴追請求—調査中

- ・新たに、「遺族は、俺を非難するように洗脳された」……謝罪・撤回

④ 司法消極主義・付随的違憲立法審査

- ・統治行為論—「高度な政治性を帯びた国家行為には司法権は及ばない」（砂川判決）

### 4. 人権の基本

#### (1) 基本＝「人間の尊厳」「人間らしく生きる権利」「自己決定権」「自己情報コントロール権」

\*自分のことは自分で決めることができる能力（学習権）、情報（知る権利）、機会（参加権）

① 自己決定権をどう保障していくのか（形式的でなく、具体的、実質的に）

\*人間の尊厳の問題／障がいを持つ人：高齢者：子ども：LGBT・SOGI：・・・

\*人間らしく生きる権利の確保をどうしていくか。

② 情報公開・個人情報の保護：

\*自己決定の前提条件——知る権利と知られたくない権利

③ セーフティーネット——憲法25条

\*貧困と格差の急速な拡大／派遣切り・非正規労働／ワーキングプア

(2) 人権の脆弱性 ——権力者にとって、人権は「邪魔」といえる。

・ 不断の努力をしないと侵害され、弱体化する。国民の意識も流され易い。

・ 権力はざる賢い。「ちょっとくらいはいいでしょ」がいつの間にか「大ごとになる」。

・ “小さく産んで大きく育てる” —消費税、労働者派遣法、盗聴法、社会福祉分野・・・

(3) 人権規定の歴史的限界——社会の進歩・変化

(4) 人権制約のための理由・根拠

① 安全〔危険—客観〕・安心〔不安—主観〕（体感治安）——「管理・監視」社会へ

② 市場原理（自由競争、効率性、成果主義）——経済における自由化促進（競争主義）

## 5. 安倍政権

(1) 安倍政権の暴走

① 安倍総理大臣の在任期間 2019年11月20日、通算2887日、憲政史上最長

② この間の世論調査（NHK）——支持率

・ 発足直後66%／2015年（安保法制）、森友（2017年）、加計（2018年）30%台

・ ただ、支持率が下落するたび盛り返し、2017年7月の最低支持率35%を下回ることはなく、  
2019年4月以降は概ね50%近くを維持。2019年12月は、内閣支持45%、不支持37%

③ 共同通信（12月14、15日）——支持率42.7%、不支持率43.0%（支持と不支持の逆転）

・ 桜を見る会；「十分に説明しているとは思わない」83.5%

・ 自民党総裁4選；反対61.5%

・ 海上自衛隊の中東派遣；反対51.5%、賛成33.7%

〔・安倍政権の下での憲法「改正」；賛成33%、反対44%〕

(2) 安倍政権の実態

- ① 「強い日本」「戦争する国」——軍事大国化政策、積極的平和主義
- ② 「世界で一番企業が活動しやすい国」——アベノミクス
- ③ 「美しい国」——「戦後レジームからの脱却」「日本再生」「教育再生」

⇒⇒平和・自由・くらし・いのちを破壊する政治

- ・労働者いじめ——非正規労働、ワーキングプア←労働者派遣法改悪、労基法改悪
- ・貧困、格差—生活保護費の切り下げ、年金額の引き下げ・・・／富裕層に有利な税制
- ・教育——道徳の教科化、国旗・国歌
- ・国民管理対策、治安対策——マイナンバー法、盗聴法の拡大、司法取引／冤罪、死刑
- ・原子力発電再稼働——エネルギー基本計画（原発は重要なベースロード電源）

#### ④ 憲法改悪

- ・「明文改憲」 4項目
- ・なし崩し的な憲法改悪

※ 安倍政権のうそ、だんまり、隠蔽、改ざん、居直り、私物化、違法・・・

## 6. 諸課題

### (1) 思想・表現の自由・・・民主主義社会の根源

#### ① さいたま9条俳句裁判（2014年）——最高裁判決（2018年12月）

地裁判決：「月報での表現を制限されたにすぎない」として、表現の自由の侵害を否定。一方、「公民館職員は住民の社会教育活動を公正に取り扱う義務を負う」とし、「原告の俳句掲載は中立性に反する」とする市側の主張に対しては「意見が対立する事柄についての意見を含む住民の学習成果を掲載しないことは不公正」として、合理的な根拠なく不掲載とした違法性を認めた。高裁で5,000円。なお、月報への掲載請求は棄却した。

#### ② 県立公園「群馬の森」の朝鮮人犠牲者追悼碑の設置期間更新の不許可事件（2014年）、群馬県立近代美術館の群馬県朝鮮人強制連行追悼碑撤去事件（2017年）——係争中

※ 公民館等の使用条件 「公平性・中立性」「宗教的、政治的なものの排除」条項

#### ③ あいちトリエンナーレ2019・企画展「表現の不自由展・その後」

- ・事務局への脅迫——百田らの抗議（Twitter）、右派議員（公金・・・）、爆弾予告・電凸・
- ・政治家の介入——河村市長の発言「平和の少女像を問題視」、菅官房長発言「補助金・・・」
- ・文化庁の「補助金不交付決定」——愛知県：不服申出

\* 検討委員会最終報告(12/18)－「やむを得ない、表現の自由の不当な制限に当たらない」「日本

社会の分断と格差が進行した結果「河村市長発言は検閲になる」／妨害への対応言及なし  
⇒「萎縮」と「忖度」のメカニズムの発動へ 伊勢市、川崎市・・・

- ④ 熊本丸刈り校則事件（熊本地判 1985 年 11 月）——「特に中学生において髪型が思想等の表現であると見られる場面は極めて稀有であるから、本件校則は憲法 21 条に違反しない」「中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有する」——「半人前」ととらえる発想と、教育を「管理」と同一視する発想との結びつきがある。

※ ハイトスピーチ規制・・・表現の自由か

- ・ 2019 年 11 月 京都地裁判決 「街宣活動は表現の自由」とする主張に対して「差別意識を世間に訴える意図」と一蹴した。街宣禁止と 1200 万円の賠償。
- ・ 2019 年 12 月 川崎市ハイト禁止条例——道路や公園で拡声器を使った、特定の国や地域の出身者らに対する不当な差別的言動を禁止すると規定。違反者には勧告、繰り返しには刑事罰

(2) 安全安心神話による監視社会化・・・犯罪予防・安全・安心かプライバシー・自由か

- ・ 情報＝①取得収集[自己の行動・思想等が明らかにされる]、②保有、③利用
- ・ 国民の人権を侵害してまでも「犯罪予防・安全・安心」に有意義なのか。法的根拠は。
  - ☆自由且つある程度危険な社会か、安全・安心だが自由のない社会か。
  - ☆犯罪は自由の代償である。犯罪予防は自由の質量の拡大によってこそなされるべき。

・ 生活安全条例：住基ネット（住基カード）、

- ① 生活安全・安心条例—防犯カメラ、NCシステム、GPS／性犯罪者の情報、警察の情報収集
- ② マイナンバー法（2013.5 成立／2015.10 施行）—多種多様な個人情報、センシティブ情報
- ③ 治安対策、国民管理対策——取調べの可視化、盗聴法の拡大、司法取引／死刑、警察法 2 条
  - \*通信傍受法（2000 年施行）——犯罪捜査の必要性 vs 通信の秘密、プライバシーの侵害
  - 改正（2016 年）——対象の拡大、立会人不要〔市民を監視する盗聴社会の到来〕
  - \*刑事訴訟法改正（2016 年）——取調べの可視化、司法取引の導入→冤罪の危険性
  - \*組織犯罪処罰法改正（2017 年）——共謀罪〔思想のチェック：治安維持法の再来〕

(3) 労働法制（労働者の権利）

① 予断を許さない「働き方改革」——2019年4月施行（労基法、労安法等改正）

- ・ 長時間労働規制、正規と非正規の格差是正、高齢者の就労促進
- ・ キーワード——「多様な働き方」
  - ・ 「雇用類似の働き方（雇用によらない労働者）」「解雇自由法（解雇金銭解決制度）」「企画業務型裁量労働制」などの検討

- ・改正労働施策総合推進法（ハラスメント規制法）2019年5月—パワハラ3要件〔優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、就業環境を害する〕
- ・ハラスメント指針——パワハラを許容し、助長しかねない危険性を有する。

## ② 教育界、医学界

- ・「公立学校教員への1年単位の変形労働制導入」
- ・医師の時間外労働の上限規制は適用外

## ③ 関西生コン事件における組合弾圧・刑事弾圧

- ・労働争議への警察・検察の介入——労組法1条2項の無視、組合つぶし（大量逮捕、分割起訴）
- ・捜査の違法——軽微な事案、膨大な関係者への搜索押収、大量逮捕、共謀罪
- ・司法の貧困——保釈認めず、接見認めず

## (3) 「社会的弱者」——子ども、障がい者、女性、LGBT・SOGI、高齢者、外国人、難民・・・

### ① 子ども←←←←「未熟・未完成」「半人前」「保護の対象」「監視の対象」

- ・子ども権利条約（1989年11月）——子どもの最善の利益；意見表明権、親の第一次的養育責任
- ・虐待、体罰、部活動、ブラック校則、地毛証明書／子どもの貧困、子ども食堂・・・
- ・ブラック校則・・・岐阜県教委の対応、斐太高校——自己決定権と教育目的・教育条理
- ・少年法「改正」；警察・学校の相互連絡制度・児童虐待防止法改正（体罰禁止/懲戒権・・・）

### ② 障がいを持つ人←←←←「厄介者」「半人前」「保護の対象」

- ・機能（身体的・精神的）不全（impairment）；能力不全（disability）；社会的不利（handicap）
- ・バリアフリー；インクルージョン；自己決定権；残存能力
- ・障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法（2016年施行）（合理的配慮・・・）
- ・成年後見制度；介護保険制度；心神喪失者観察法；障害者自立支援法

### ③ 女性←←←←「女性蔑視」「身体的特徴」「人生サイクル」「保護の対象」

- ・女性差別撤廃条約（1985）、男女雇用機会均等法／夫婦別姓、待婚期間
- ・家庭内：学校内——役割分担；DV；混合名簿；スカート・ズボン
- ・職場内——賃金差別、昇給・昇進差別；セクハラ、マタハラ；服装規制
- ・社会内——世界経済フォーラムの男女平等指数ランキング（ジェンダーギャップ）
  - ・2015年〔105位／136国〕、2018年〔110位／149国〕、2019年〔121位／153国〕
  - ・政治分野 144位／1～4位アイルランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン  
アメリカ53位、中国106位、韓国108位
- ・女性の識字率、中等教育就学率、平均寿命——1位

- ・ #Me too ——性犯罪（刑法176、177条—「暴行又は脅迫」は必要か）
- ・ #Kutoo——「ハイヒール・パンプスの強制おかしい」—根本厚労相「社会通念に照らして業務上必要かつ相当な範囲」／「わがまま」とのネット

#### ④ LGBT・SOGI——「多様性」の象徴的課題

- ・ 地方自治体の取り組み——差別禁止条例、パートナーシップ制度、性別記載削除、研修・
- ・ 国の対応の遅れ——LGBT差別解消法案（野党）：LGBT理解増進法案（自民党）
- ・ 経済産業省事件（2019年12月12日判決）——「個人が自認する性別に即した社会生活を送ることは重要な法的利益」「自認する性別に対応するトイレの使用を制限されることは重要な法的利益の制約に当たる」

(4) 死刑制度——最大の人権侵害と必要性？

(5) 平和の危機——〔戦争は最大の人権侵害〕

- ・ 法制面——周辺事態法、テロ特措法、有事3法、イラク特措法、有事関連7法、国家安全保障会議（日本版NSC）設置法、安保関連法（2015年9月19日成立）
- ・ 軍事面——日米軍事同盟の強化（軍事費膨張、思いやり予算倍増、米兵器の購入）、海外派兵・
- ・ 情報、精神面——特定秘密保護法、国家国旗法、教育基本法改正、「教育再生」、天皇

## 7. どう闘うのか

(1) 「桜を見る会」の徹底追及

(2) 憲法の意味・趣旨の徹底理解——「自由権」は国家が国民の行動に介入しないと共に、国家が他からの暴力や嫌がらせを防ぐことを求めている（13条「最大の尊重を必要とする」）。他方、国民も「不断の努力によって（自由・権利）を保持しなければならない」（12条）のである。そして、国家も国民も「（基本的人権は）現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された」（97条）のであるから、引き継いでいかなければならない。

(3) 「街頭に出ること、選挙に行くこと、権利侵害に直面したときに闘うこと、闘っている個人、集団を応援すること、そのためのツールを持つこと」（中谷弁護士）

(4) 「愚直さ」と「賢さ」